

規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第一号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（一）中「あひ先」を「宛先」に改める。

様式第一号（二）中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第一号（三）及び様式第一号（四）中「あひ先」を「寄先」に改める。

様式第一号（五）中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第一号（六）及び様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改める。

様式第五号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

㊦ ※印欄は記入しないでください。

様式第六号及び様式第七号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第八号中「あひ先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県産業技術総合センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。